



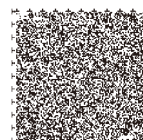
第4次荒尾市障がい者計画

令和6年度～令和11年度

概要版

令和6年3月

荒尾市



1 計画策定の趣旨

近年、障がい者を取り巻く環境は大きな変化をみせており、今後も本市に暮らす障がい者が、地域において安心して生活できる社会を実現していくためには、取り巻く環境の変化や一人ひとりの状態・状況に応じた施策の推進と支援体制の構築を図ることが必要となります。

この度「第3次荒尾市障がい者計画」の計画期間が終了することから、新たな課題やニーズに対応した計画として、「第4次荒尾市障がい者計画」(以下、本計画という。)を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示すことを目的として定める計画です。

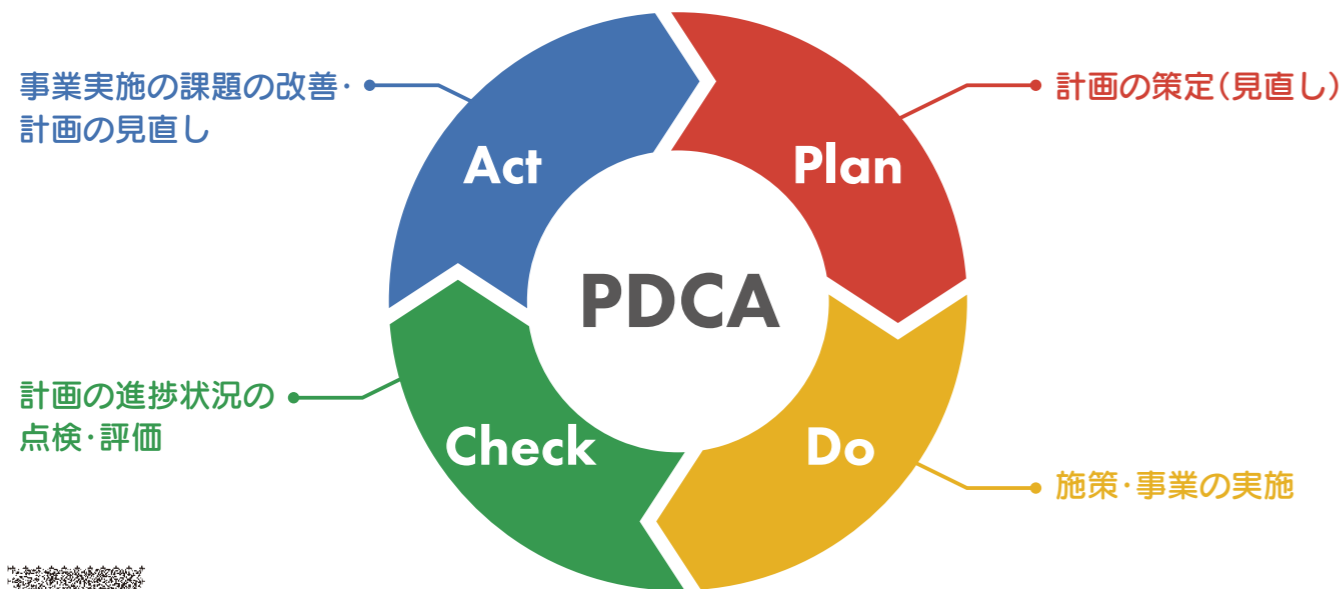
また、本計画は、市の最上位計画である「荒尾市総合計画」や「荒尾市地域福祉計画」、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや障害児通所支援等の必要量の見込みや提供体制の確保の方策等について定める「荒尾市障がい福祉計画」と整合を図り策定しています。

3 計画の期間

障がい福祉分野における上位計画である「第4次荒尾市障がい者計画」は、令和6年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とした6か年計画です。3か年を1期とする「荒尾市障がい福祉計画」の2期(6年)に1回、両計画を同時改定し、計画の整合性及び連携を図っていきます。

4 計画の推進体制

計画に定めた事項については、定期的に進捗状況の調査・分析及び評価を行います。本市では毎年度、成果目標や事業の実施状況を把握し、「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」の審議を受けて、進捗管理を行い、必要と認めるときは計画の見直し等の措置を講じるなど、PDCAサイクルの考えをもとに取り組みます。



基本理念

障がいのある人もない人も、つながり、支え合い、いきいきと暮らすことができるまちづくり



基本理念の実現に向けて、次に掲げる8つの基本的方向を設定し、「共に生きる社会」「アクセシビリティ向上」「障がい特性等に配慮したきめ細やかな支援」を基本的な視点とし、各施策に取り組みます。

基本的方向

- 1 理解促進・広報啓発の推進
- 2 情報の取得・利用しやすさの向上
- 3 福祉サービスの充実
- 4 保育・教育の充実
- 5 保健・医療の充実
- 6 雇用・就労、経済的自立の支援
- 7 生活環境の整備
- 8 防災・防犯対策の推進

1 理解促進・広報啓発の推進

障がい者理由とする差別の解消を進めるためには、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合う社会を目指す必要があります。

障がいや障がい者について理解の促進を図り、差別や偏見を解消していくため、次の取り組みを推進していきます。

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

【主な取り組み】

- 広報紙やホームページ、出前講座等による「障害者差別解消法」を周知します。
- 市の事務事業の実施に当たり、合理的配慮の充実に努めます。

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

【主な取り組み】

- 成年後見制度の周知に努めます。
- 障害者虐待防止法の周知及び虐待の相談等に対する適切な対応を行います。

(3) 広報啓発活動の推進

【主な取り組み】

- 広報紙やホームページ、出前講座等を活用し、障がいに関する情報の周知に努めます。
- 学校での福祉体験学習の実施等により、若い世代に対して障がいに関する理解促進を図ります。

(4) ボランティア活動の推進

【主な取り組み】

- ボランティア活動に関する情報について、広報紙等やイベントの開催を通じた情報提供に努めます。
- ボランティアの養成等を行うボランティアセンターの機能強化に努めます。

成果指標

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	出典
障がいへの理解や関心がある市民の割合の増加	87.0%	95.0%	まちづくりアンケート
成年後見制度利用支援事業助成件数の増加	1件	5件	福祉課
障がい福祉ボランティアのゲストティーチャー派遣件数(累計)	2件	20件	荒尾市社会福祉協議会

2 情報の取得・利用しやすさの向上

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の仕組みや内容の充実が必要であることから、コミュニケーション支援の充実のための取り組みを推進していきます。

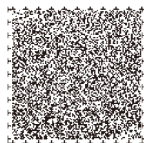
(1) コミュニケーション支援の充実

【主な取り組み】

- 意思疎通を支援するためのボランティアの活動を支援します。
- 障がい福祉手続きの電子申請化による利便性向上に努めます。
- 障がい者も読みやすく分かりやすいホームページの作成に努めます。
- 手話やコミュニケーションボード等を活用した意思疎通の支援の充実に努めます。

成果指標

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	出典
障がい福祉手続きにおけるオンラインによる申請数	—	1,000件	福祉課
手話奉仕員養成講座修了者数の増加	8人	15人	福祉課



3 福祉サービスの充実

障がい者施策の目指すところは、障がい者の自立や地域生活への支援を充実することにより、住み慣れた身近な地域での生活を保障するところにあります。

障がい者の多様なニーズに対応する支援体制を整備するために、サービスの量的・質的な充実を図り、身近な地域で支援を受けることができる相談支援体制の構築や施設等から地域生活への移行、障がいのあるこどもに対する取り組みを推進していきます。

(1) 相談支援体制の充実

【主な取り組み】

- 基幹相談支援センターにより地域の相談支援体制の強化を図ります。
- ICTを活用し、複雑化する相談内容に対しワンストップでの相談体制の整備に努めます。

(2) 在宅生活における福祉サービスの充実

【主な取り組み】

- 障がい者のニーズに合った福祉サービスの充実に努めます。
- 広報紙やホームページ、出前講座を活用した福祉サービスの周知を行います。
- 移動支援や地域活動支援センター事業の実施により、障がい者の社会参加の促進に努めます。

(3) 地域生活への移行の支援

【主な取り組み】

- 「地域生活支援拠点等」の機能の充実を図り、地域移行の推進に努めます。
- 地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助等により、障がい者の地域での生活を支援します。
- 精神障がい者が地域の一員として自分らしく暮らせるよう課題解決に取り組みます。

(4) 障がいのあるこどもに対する支援

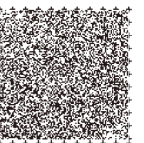
【主な取り組み】

- 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築します。
- 障がい児福祉サービスの基盤整備に努めます。
- 医療的ケア児や重症心身障がい児が地域で包括的な支援が受けられるよう支援体制を構築します。
- ペアレントトレーニング等の発達障がい児の家族に対する支援体制の確保に努めます。

成果指標

指標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	出典
福祉施設から地域生活への移行者数(累計)	0人	10人	福祉課
市職員の医療的ケア児*等コーディネーター養成講座受講者数(累計)	2人	5人	福祉課 すこやか未来課

*人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。



4 保育・教育の充実

発達の課題や障がいのある子どもにとって、その個性や特性に応じた専門的な支援を受けることは、社会に参加する能力を養成していくうえで効果があります。できるだけ早い時期からライフステージ全体を見通し、一貫した支援を行っていくことが重要です。

そのために教育、保健、医療、福祉などの関係機関の連携をより一層深め、保育・療育体制の整備や学校教育の充実に努めるとともに、障がい者が生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう取り組みを推進していきます。

(1) 保育・療育体制の整備

【主な取り組み】

- 障がいの早期発見・早期対応のための取り組みを推進し、支援体制の充実に努めます。
- 障がい児の生活全般に関わる関係機関の情報共有・連携強化を図ります。
- 市内において、重症心身障がい児等を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備を図ります。
- 保育士や事業所職員等の資質向上に努め、障がい児に対する支援の充実に努めます。

(2) 学校教育の充実

【主な取り組み】

- 本人及び保護者の教育的ニーズと必要な支援を踏まえた適切な就学の推進に努めます。
- 交流教育等を通じ、インクルーシブ教育を推進します。
- 学校施設の整備及び設備の設置・配備に努めます。
- 障がいの特性に応じた適切な対応ができるよう、教職員の研修に努めます。

(3) 生涯学習及び文化・スポーツ活動の振興

【主な取り組み】

- 学習機会の確保・情報提供等、社会教育の機会の拡充に努めます。
- 公共施設等において、障がい者団体の活動の場の提供に努めます。
- 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

成果指標

指 標 名	現 状 値 (令和4年度)	目 標 値 (令和11年度)	出 典
重度障がい児の受入れをしている保育所・認定こども園等の数	7か所	10か所	子育て支援課
医療的ケア児の受入れをしている保育所・認定こども園等の数	1か所	3か所	子育て支援課



5 保健・医療の充実

障がいは様々な要因によって生じるものです。保健・医療・福祉の分野が連携し、障がいの原因となる疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障がいの軽減を図ることが重要です。障がいの早期発見及び予防のための取り組みや医療サービスの充実及び精神保健福祉・医療に関する取り組みを推進していきます。

(1) 予防及び早期発見の促進

【主な取り組み】

- 健康づくりを推進するために、運動教室等を開催し、健康に対する意識の向上を図ります。
- こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期を対象とした相談窓口と相談支援体制を強化します。
- 医療機関や療育センター等との関係機関との連携強化を図ります。

(2) 医療サービスの充実

【主な取り組み】

- 医療機関等と連携し、個々の状況に応じた適切な支援へとつなげます。
- 重度心身障害者医療費助成の拡充など、障がい者の医療費の負担軽減に努めます。

(3) 精神保健福祉・医療対策の推進

【主な取り組み】

- 精神疾患の正しい理解のために、分かりやすいツールを用い、周知を図ります。
- 住まいの確保や各種支援体制の充実により、地域移行を支援します。
- 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議の場を開催し、精神保健福祉の課題解決に努めます。
- ゲートキーパーの育成や関係機関との連携により、自殺対策を推進します。
- ひきこもり状態にある人への相談支援を実施します。

成果指標

指 標 名	現 状 値 (令和4年度)	目 標 値 (令和11年度)	出 典
地域移行支援サービスを利用し、精神科医療機関から地域生活へ移行した者の数(累計)	0人	12人	福祉課

6 雇用・就労、経済的自立の支援

働く権利はすべての人に基本的な権利として認められており、働くことを望んでいる障がい者の誰もが、その適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。能力や障がいの状況に応じた就業の機会を確保するとともに、一般就労はもちろん、福祉的就労の場を確保するなど、障がい者の雇用機会の拡大の取り組みを推進していきます。

(1) 雇用・就労の促進

【主な取り組み】

- 公共職業安定所等と連携し、障がい者の雇用機会の拡大に努めます。
- 一般就労を希望する障がい者に対する支援と相談体制の充実に努めます。

(2) 福祉的就労の場の確保及び生活安定のための支援

【主な取り組み】

- 障がい者就労支援事業所等との連携を図り、就労の場の確保に努めます。
- 各種助成制度等により、障がい者の生活安定のための支援の充実に努めます。

成果指標

指 標 名	現 状 値 (令和4年度)	目 標 値 (令和11年度)	出 典
本市における障がい福祉施設からの物品調達金額	4,226,316円	5,600,000円	福祉課

7 生活環境の整備

障がい者が安心して生活できる環境は、すべての人にとって安全かつ便利で快適な環境であるといえます。

障がい者が生活を営む上でのあらゆる障壁(バリア)を除去し、すべての人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくため、建築物の整備の充実や道路の保全及び交通安全、移動対策の取り組みを実施します。

(1) 建築物の整備の充実

【主な取り組み】

- 公共施設等のバリアフリー化を推進します。
- 民間施設の整備・改善の推進に努めます。
- 日常生活用具給付事業における住宅改修により、障がい者の在宅生活を支援します。

(2) 道路の保全及び交通安全、移動対策の推進

【主な取り組み】

- 歩道設置や幅員確保、段差解消等の安心安全な歩行空間の確保に努めます。
- 点字ブロックの設置や交通安全教室の実施による交通安全対策の推進に努めます。
- 荒尾駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定し、主要施設のバリアフリー化を図ります。

成果指標

指 標 名	現 状 値 (令和4年度)	目 標 値 (令和11年度)	出 典
バリアフリートイレを設置している公共施設の数	21か所	29か所	財政課
移動支援事業の延べ利用時間数の増加	614時間	1,260時間	福祉課

8 防災・防犯対策の推進

わが国では、地震や豪雨による災害が毎年発生しています。さらに、判断能力が不十分な障がい者や高齢者を狙った詐欺等の犯罪も多発しています。

災害発生時に障がい者が迅速かつ適確に避難できるよう、また、障がい者が様々な犯罪の被害者とならないよう関係機関との連携強化を推進していくとともに、災害・犯罪の被害を未然に防ぐための啓発等の取り組みを推進していきます。

(1) 防災・防犯対策の推進

【主な取り組み】

- 要配慮者への対応や訓練、啓発活動による防災知識の周知・啓発に努めます。
- チラシや出前講座等を通じた防犯知識の周知・啓発に努めます。
- 「荒尾市避難行動要支援者支援計画」に基づき、一人ひとりの個別支援計画の策定及び支援体制の充実を図ります。
- 通報手段の確保や警察等との連携による防犯対策の充実に努めます。

成果指標

指 標 名	現 状 値 (令和4年度)	目 標 値 (令和11年度)	出 典
避難行動要支援者個別支援計画※の策定率	44%	100%	福祉課
NET119の登録者数	—	50人	荒尾消防署

※高齢者、障がい者、乳幼児その他災害時において特に配慮を要する人のうち、避難の確保を図るため特に支援を要する者(避難行動要支援者)に対し、避難支援等に必要な事項を個別に記載した計画。

